

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

○特例措置の対象：

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（止水板、防水扉等）

○特例措置の内容：

最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。

※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

止水板



防水扉



排水ポンプ



換気口浸水防止機



地下街・地下鉄等における避難確保・浸水防止対策に関する支援措置＜予算制度1＞

平成27年4月時点

対象施設	措置制度		適用条件	備考 (国費率等)
	支援措置	交付・補助対象等		
止水板、 防水ゲート、 逆流防止施設	防災・安全 交付金(注1) 下水道 浸水被害 軽減総合事業 【下水道事業】	【交付・補助対象】 都道府県、市町村 (下水道事業を実施する地方公共団体) 【事業者】 不特定多数が利用する地下空間の管理者等 (地方公共団体から経費の一部負担を受けて実施)	次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い実施する事業 ①県庁が所在する市等のターミナル駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 (ア)過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 (イ)過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 (ウ)災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 (エ)内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 i)浸水面積が1ha以上想定される地区 ii)災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区 ②過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④100mm/h安心プランに登録された地区	国費率 1/2 (ただし、交付金の額は費用の1/3を限度とする。)

注1: 上記交付金の活用にあたっては、地方公共団体作成の「社会資本総合整備計画」における交付対象事業としての位置づけや、地方公共団体による経費の一部負担が必要であることから、市町村又は都道府県へご相談下さい。

地下街・地下鉄等における避難確保・浸水防止対策に関する支援措置＜予算制度2＞

平成27年4月時点

対象施設	措置制度		適用条件	備考 (国費率等)
	支援措置	交付・補助対象等		
地下駅出入口 やトンネル坑口 等に設置する止 水板や防水 ゲート等	都市鉄道整備 事業費補助 (地下高速鉄道)	【交付・補助対象】 地下高速鉄道事業 者	所在する自治体が定めるハザードマップ等において、浸水が想定される箇所であることが確認できること。	国費率35% (地方自治体の補助金の範囲内を限度とする。)
	鉄道施設総合 安全対策事業 費補助	【交付・補助対象】 地下駅を有する鉄 道事業者		国費率1/3 (地方自治体の補助金の範囲内を限度とする。)
防災用資機材 の整備、 避難計画作成、 避難訓練 等	防災・安全 交付金(注1) 効果促進事業 (注2) 【下水道事業、河川事 業等】	【交付・補助対象】 都道府県、市町村 【事業者】 不特定多数が利用 する地下空間の管 理者等 (地方公共団体から経費 の一部負担を受けて実 施)	・防災・安全交付金の実施にあたっては、都道府県及び関係市町村が協議の上、社会資本総合整備計画の作成が必要。 ・効果促進事業として実施する場合、社会資本総合整備計画に交付対象事業として定める必要。(全体事業費の2割以内)	国費率1/2等

注1: 上記交付金の活用にあたっては、地方公共団体作成の「社会資本総合整備計画」における交付対象事業としての位置づけや、地方公共団体による経費の一部負担が必要であることから、市町村又は都道府県へご相談下さい。

注2: 社会資本総合整備計画の目標を実現するために防災・安全交付金の基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業に限ります。